

令和 2 年第 3 回岐阜県議会定例会提出議案の概要（条例その他）

（令和 2 年 6 月 2 4 日）

（条例その他）

議第 8 4 号 岐阜県職員定数条例の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

新型コロナウイルス感染症対策のため、知事の事務部局の職員の定数を次のとおり増員する。

区 分	変 更 前	変 更 後	
知事の事務部局（美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員（都市建築部）を除く。）	4,232人	4,250人	+18
上記以外	10,099人	10,099人	
合計	14,331人	14,349人	+18

（公布の日から施行）

議第 8 5 号 岐阜県税条例等の一部を改正する条例について

[担当課：税務課]

地方税法の一部改正に伴い、次のように改正する。

1 個人県民税

非課税口座内上場株式等とそれ以外の上場株式等とを区分して譲渡所得等の金額を計算する特例措置の対象に、新NISA（※）を加える。

※ リスクの低い投資信託等に限定した最大年 20 万円の投資枠（1 階部分）と上場株式等にも投資できる最大年 102 万円の投資枠（2 階部分）に係る配当所得及び譲渡所得等について、5 年間非課税とする制度

2 県たばこ税

重量に応じて課税されている軽量な葉巻たばこ（1 本当たり 1 グラム未満）について、紙巻たばこと同等の税負担となるよう、次のとおり段階的に本数に応じて課税する方式へと見直す。

(1) 令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日まで

「0.7g 未満の葉巻たばこ」を「0.7 本の紙巻たばこ」に換算

(2) 令和 3 年 10 月 1 日以降

「1g 未満の葉巻たばこ」を「1 本の紙巻たばこ」に換算

3 その他所要の規定の整備を行う。

（1 は令和 3 年 4 月 1 日から、2(1) は令和 2 年 10 月 1 日から、2(2) は令和 3 年 10 月 1 日から、3 は令和 3 年 1 月 1 日等から施行）

議第 86 号 岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例の一部を改正する条例について

[担当課：管財課]

次の場合に行政財産の目的外使用にかかる使用料の全部又は一部を返還することができる旨を明示する。

- 1 公用又は公共用に供するため使用の許可を取り消したとき。
- 2 使用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により行政財産を使用することができなくなったとき。

(公布の日から施行)

議第 87 号 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例について

[担当課：健康福祉政策課]

- 1 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に伴い、次のとおり規定の整備を行う。

[担当課：生活衛生課]

- (1) 施設認定農林水産物等の適合施設の認定（※）の申請に対する審査に係る次の手数料を新たに徴収する。

※ 農林水産物又は食品が輸出先国の政府機関が定める要件に適合する施設において生産され、製造され、加工され、又は流通することが輸入条件として定められている場合に、当該要件に適合する施設であることを、当該施設の設置者からの申請により認定するもの

手数料の名称	区 分	単 位	手数料の額
適合施設認定申請 手数料	現地調査を要する場合	1 件につき	20,900 円
	上記以外の場合	1 件につき	10,400 円

- (2) 食肉衛生証明書発行手数料及び食肉衛生証明書再発行手数料について、対象を省令に規定する農林水産物及び食品に係るものに拡大し、手数料の名称をそれぞれ衛生証明書発行手数料及び衛生証明書再発行手数料に改める。

- 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う。

[担当課：薬務水道課]

(1(1)は公布の日から、2は令和2年9月1日から、1(2)は令和2年10月1日から施行)

議第 88 号 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例について

[担当課：子ども家庭課]

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要
の規定の整理を行う。

(公布の日から施行)

議第 89 号 岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

[担当課：労働雇用課]

職業能力開発促進法施行規則の一部改正に伴い、県立の職業能力開発施設におい
てテレビ会議システム等を使用したオンライン訓練の実施を可能にする。

(公布の日から施行)

議第 90 号 岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

[担当課：家畜防疫対策課]

家畜改良増殖法等の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う。

(一部を除き、家畜改良増殖法の一部を改正する法律の施行の日から施行)

議第91号 岐阜県水源地域保全条例の一部を改正する条例について

[担当課：治山課]

- 1 水源地域内において開発行為（※）を行おうとする者に対し、次のとおり事前の届出を義務付ける。
※ 土石の採掘その他の土地の形質の変更又は水資源を採取するための設備の設置（森林法に基づく許可を受けて行うもの等を除く。）
 - (1)届出期限 開発行為に着手しようとする日の60日前
 - (2)届出事項 開発行為を行おうとする者の氏名及び住所、開発行為の着手予定日及び完了予定日、開発行為を行う土地の所在及び面積、開発行為の目的、権原及び内容等
- 2 知事は、1の届出をした者に対し、助言及び指導をすることができる。
- 3 知事は、条例の施行に必要な限度において、開発行為を行おうとする者に対する報告徴収、水源地域内の土地への立入調査等を行うことができる。
- 4 知事は、1の届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は3の報告徴収、立入調査等に応じない者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。
- 5 知事は、4の勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかったときは、当該勧告の内容を公表することができる。
- 6 1の届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は3の報告徴収、立入調査等に応じない者は、5万円以下の過料に処する。

(令和3年1月1日から施行)

議第92号 ^{くろがね}鉄嶺トンネル第1期工事の請負契約の変更について

[担当課：道路建設課]

労務費及び物価の上昇等に伴い、契約金額を増額する。

契約金額	変更前	1, 857, 600, 000円
	変更後	1, 915, 977, 000円 (+58, 377, 000円)

※当初の契約内容

- 1 契約の相手方 岐建・TSUCHIYA・西濃特定建設工事共同企業体
- 2 工事の場所 一般国道303号
揖斐郡揖斐川町西横山地内
- 3 工事の概要 トンネル工
延長850.00メートル
幅員7.00メートル
内空断面積47.05平方メートル
- 4 契約年月日 平成29年3月23日

議第93号 パーソナルコンピュータの取得について

[担当課：教育委員会教育財務課]

- 1 種類及び数量 ノート型パーソナルコンピュータ 2, 166台
附属機器
外付けディスクドライブ 449台
- 2 取得の相手方 東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号
株式会社大塚商会
- 3 取得予定金額 229, 680, 000円
- 4 取得の方法 買入れ

議第94号 パーソナルコンピュータの取得について

[担当課：警察本部総務室情報管理課]

- 1 種類及び数量 ノート型パーソナルコンピュータ 724台
- 2 取得の相手方 東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号
株式会社大塚商会
- 3 取得予定金額 92, 307, 600円
- 4 取得の方法 買入れ

(専決処分の承認を求めるもの)

議第95号 知事の期末手当の特例に関する条例の専決処分の承認について

(令和2年5月29日専決)

[担当課：人事課]

知事の令和2年6月の期末手当を10パーセント減額する。

(令和2年5月29日から施行)

議第96号 関ヶ原古戦場ビジターセンター(※)建築工事の請負契約の変更の専決処分の承認について

※関ヶ原古戦場記念館

(令和2年5月28日専決)

[担当課：公共建築課]

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための工事中断等による工期延長に伴い、契約金額を増額する。

契約金額 変更前 2,224,800,000円

変更後 2,229,792,900円(+4,992,900円)

※当初の契約内容

- 1 契約の相手方 TSUCHIYA・大橋・藤塚特定建設工事共同企業体
- 2 工事の場所 不破郡関ヶ原町大字関ヶ原地内
- 3 工事の概要 展示棟
鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造5階建
延べ面積4,879.48平方メートル
渡り廊下
鉄骨造平屋建
延べ面積386.88平方メートル
- 4 契約年月日 平成30年10月15日

(条例その他)

議第98号 岐阜県感染症対策基本条例について

[担当課：保健医療課]

県における感染症対策の基本理念を定め、県の責務並びに医療機関、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、感染症対策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に実施することにより、県民の生命及び健康を保護し、並びに暮らしの安全と安心を確保するため、次のように定める。

- 1 基本理念を次のとおり規定する。
 - (1) 感染症対策は、迅速かつ的確に、徹底して行われなければならない。
 - (2) 感染症対策は、行政機関、医療機関、事業者、県民等が一体となった「オール岐阜」の体制の下、相互の理解と協力により行われなければならない。
- 2 感染症対策について、県の責務、市町村との連携等並びに医療機関、事業者及び県民の役割を規定する。
- 3 知事は、感染症対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、岐阜県感染症対策本部を設置する。
- 4 知事は、対策本部を設置したときは、感染症対策の具体的な施策の実施に当たり必要な協議を行うため、岐阜県感染症対策協議会を設置する。
- 5 知事は、感染症対策の実施及びその状況の検証に当たり、専門的な知見に基づく意見を聴くため、常設の組織として岐阜県感染症対策専門家会議を設置する。
- 6 県は、感染症対策として、次の施策を実施する。
 - (1) 感染症の予防等に関する普及啓発
 - (2) 感染症に関する情報の提供
 - (3) 県民及び事業者からの相談に応ずる体制の確保
 - (4) 検査体制の整備
 - (5) 病床の確保その他の医療提供体制の整備
 - (6) 医療資材の確保
 - (7) その他感染症対策として必要な施策
- 7 県は、県民及び事業者に対し、物資の安定供給、雇用の維持、事業活動の継続等その生活及び事業を守るために必要な施策を実施するものとする。
- 8 何人も、感染症の患者、医療従事者等に対し、感染症のり患、そのおそれ等を理由として、不当な差別的取扱い又は誹謗中傷^{ひぼう}をしてはならない。
- 9 3に伴い、岐阜県新型インフルエンザ等対策本部条例を廃止する。

(公布の日から施行)